

次のとおり事後審査型一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、奈良市企業局建設工事低入札価格調査制度試行要領に基づく低入札価格調査を行います。

令和4年4月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

#### 第1 入札に付する事項

- |           |                            |            |         |
|-----------|----------------------------|------------|---------|
| 1 工 事 名   | 口径150～50耗配水支管改良工事          |            |         |
| 2 工 事 場 所 | 奈良市西登美ヶ丘一丁目～西登美ヶ丘二丁目地内他1箇所 |            |         |
| 3 工 事 期 間 | 契約の日から令和5年4月28日まで          |            |         |
| 4 工 事 概 要 | 管布設延長 (GX)                 | φ 150耗     | ～ 763m  |
|           | 管布設延長 (HPPE)               | φ 100耗     | ～ 898m  |
|           | 管布設延長 (HPPE)               | φ 50耗      | ～ 144m  |
|           | 不断水仕切弁                     | φ 200耗     | ～ 2基    |
|           | 不断水仕切弁                     | φ 150耗     | ～ 1基    |
|           | 不断水仕切弁                     | φ 100耗     | ～ 2基    |
|           | 鋤取復旧工                      | As t = 5cm | ～ 6263㎡ |
|           | 切削オーバーレイ工                  | As t = 5cm | ～ 834㎡  |
|           | 平板ブロック、点字ブロック復旧工           |            | ～ 424㎡  |
- 5 予 定 価 格 240, 200千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 低入札価格調査を行う価格（以下「調査基準価格」という。）
- 調査基準価格は、次の金額のうちいずれか低い金額とする。
- ・調査基準モデル型算出価格 216, 818千円（消費税及び地方消費税を除く。）
  - ・調査基準変動型算出価格

## 第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の1又は2のどちらかの要件を全て満たしていること。

### 1 単体企業に関する事

- (1) 令和4年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格者の中で、本市企業局に登録されている建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条に規定する本店又は営業所（以下、「本店又は営業所」という。）において「水道施設工事業」における特定建設業の許可を有するものであること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。）（以下、「経審」という。）の結果における「水道施設工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- (3) 現場代理人は、入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にある者で、当該工事に常駐するものとする。
- (4) 建設業法第26条に基づく配置技術者（以下、「配置技術者」という。）は、当該工事の入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にある者で、「水道施設工事」に対応する監理技術者を1名以上専任で配置できること。また、その者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者であること。
- (5) 奈良市企業局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### 2 2者による共同企業体に関する事

#### (1) 共同企業体について

ア 代表構成員及び構成員の両方又はいずれかは、令和4年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格者の市内本店業者の中で、入札参加希望登録業種において、「送  
・配水管工事」で登録している、「区分1」に格付けされている業者とする。

イ 複数の共同企業体に重複して、代表構成員又は構成員となっていないこと。

ウ 構成員の出資比率の最低限度は、30%とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

#### (2) 代表構成員について

ア 本店又は営業所において「水道施設工事業」における特定建設業の許可を有す

るものであること。

イ 経審の結果における「水道施設工事」の総合評定値が800点以上であること。

(3) 構成員について

ア 本店又は営業所において「水道施設工事業」における建設業の許可を有するものであること。

イ 経審の結果における「水道施設工事」の総合評定値が700点以上であること。

(4) 現場代理人について

現場代理人は、代表構成員から配置し、入札参加申請日において3か月以上の雇用関係にある者で、当該工事に常駐するものとする。

(5) 代表構成員における配置技術者について

当該工事の入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にある者で、「水道施設工事」に対応する監理技術者を1名以上専任で配置できること。また、その者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者であること。

(6) 構成員における配置技術者について

上記(5)の要件を満たす者、又は当該工事の入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にある者で、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する専任の主任技術者を1名以上専任で配置できること。

(7) 奈良市企業局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### 第3 設計図書等を示す日時及び場所

#### 1 日時

公告日から開札日前日まで（奈良市の休日をも定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### 2 場所

奈良市企業局 経営部 企業総務課

（設計図書等は、奈良市企業局電子入札システムからもダウンロードできます。）

#### 第4 開札の日時及び場所

令和4年 5月24日 午前9時30分

奈良市企業局 1階 入札室

#### 第5 入札に関する事項

##### 1 入札方法 電子入札

##### 2 入札参加申請について

###### (1) 単体企業の場合

入札参加を申請する者は、公告日から令和4年5月11日まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに、奈良市企業局電子入札システムにより参加申請を行ってください。

###### (2) 2者による共同企業体の場合

入札参加を申請する者は、公告日から令和4年5月11日まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに、当該共同企業体の代表構成員が奈良市企業局電子入札システムの競争参加資格確認申請書画面の「JV 参加」に☑し、企業体名称または代表構成員名を入力し、参加申請を行ってください。また上記期間内に、次に掲げる書類を奈良市企業局企業総務課まで郵送(一般書留又は簡易書留)又は持参してください。なお、代表構成員名で参加申請された場合は、次の申請書に記載された共同企業体の名称に読み替えるものとします。開札録の作成時点で共同企業体名を掲載します。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)

ウ 委任状

※ 郵送先は第13の3とします。

※ 郵送期限は上記と同様、令和4年5月11日午後5時必着とします。

※ 郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

##### 3 参加資格確認通知日(※参加資格とは事後審査に関する事項を除くもの。)

令和4年5月13日に電子入札システムにて入札参加申請者に通知します。

#### 4 入札書の提出期間

令和4年5月16日から開札日前日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### 5 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書による入札
- エ その他奈良市公営企業管理者の定める入札条件に違反した入札

#### 6 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書が添付されていない入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が開札日でない入札
- エ **内訳書に工事名等の記入漏れ、又は間違いのある入札**
- オ 内訳書のファイルが破損等により読み込めない入札
- カ 内訳書の消費税額が10%で計算されていない入札

#### 7 その他の詳細は、奈良市企業局電子入札運用基準によります。

### 第6 質疑に関する事項

本入札に関して質疑のある場合は、質疑書（様式はホームページに掲載）を電子メールにより提出してください。

- 1 提出先 奈良市企業局 事業部 水道工務課（0742-34-9231）  
メールアドレス [suidoukoumu@city.nara.lg.jp](mailto:suidoukoumu@city.nara.lg.jp)
- 2 受付期間 令和4年4月15日 から 令和4年4月25日 午後5時まで
- 3 回答日 令和4年4月27日（電子メールで回答します。）
- 4 全ての質問と回答を取りまとめ、入札参加者全てに担当課から送信します。また、回答日の翌日以降に入札参加決定を受けた入札参加者については、後日送信します。  
なお、電子メールが届かない場合は必ず担当課へ連絡してください。

### 第7 入札保証金に関する事項

- 1 入札保証金に際しては、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契

約規則第4条によるものとします。

- 2 入札保証金については、参加資格確認通知日に電子入札システムにて入札参加申請者に通知します。

#### 第8 落札候補者の決定に関する事項

- 1 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者とし、安価な者から順位付けをします。また、同価格のため落札候補者の順位が同一となる場合は、電子くじにより落札候補者の順位を決定します。
- 2 落札候補者を決定した場合は、当該案件の全ての入札参加者に対して、落札候補者の決定及び候補者の順位を電子入札システムにて速やかに通知します。また、第1順位の落札候補者に対しては、第10で定める事後審査に係る書類の提出を求める旨を併せて通知します。

#### 第9 調査基準価格を下回る入札に関する事項

- 1 調査基準価格を下回る入札を行った者については、奈良市企業局建設工事低入札価格調査制度試行要領の規定に基づき、低入札価格調査を行うものとします。
- 2 低入札価格調査の結果、落札者とならない場合があります。
- 3 上記1に掲げる調査を行うにあたり、調査対象者は別途定める奈良市企業局建設工事低入札価格調査制度試行要領に規定する様式を調査対象者になった旨の連絡があった日の翌日（その日が市の休日にあたる場合は翌開庁日）の午後3時までに事業部水道計画課に提出し、後日調査担当者が行う聞き取り調査に応じなければなりません。なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか入札参加停止となります。

#### 第10 事後審査に関する事項

第1順位の落札候補者は、下記のとおり、入札参加資格の確認に必要な書類を提出して下さい。なお、提出後における書類の内容変更は認めないものとします。また、正当な理由なく事後審査に係る必要書類の提出がない場合は、入札参加停止措置の対象となりますので十分ご注意下さい。

- 1 提出書類について

(1) 単体企業

- ア 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 配置技術者の資格等を証するものの写し
- ウ 入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係が確認できるものの写し
- エ 建設業許可通知書又は証明（確認）書の写し
- オ 建設業許可申請書（控）の写し（営業所全ての専任技術者名が記載されている箇所。変更があった場合は、その届出書の写し）
- カ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 2者による共同企業体

- ア 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 代表構成員及び構成員の配置技術者の資格等を証するものの写し
- ウ 代表構成員及び構成員の配置技術者が入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係を確認できるものの写し
- エ 代表構成員及び構成員の建設業許可通知書又は証明（確認）書の写し
- オ 代表構成員及び構成員の建設業許可申請書（控）の写し（営業所全ての専任技術者名が記載されている箇所。変更があった場合は、その届出書の写し）
- カ 代表構成員及び構成員の最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

※ 提出書類に係る様式については奈良市企業局ホームページからダウンロードできます。

2 提出期間及び場所について

- (1) 提出期間 落札候補者決定日の翌日の午後3時まで(その日が市の休日にあたる場合は翌開庁日)
- (2) 提出場所 奈良市企業局 経営部 企業総務課（奈良市企業局3階）

3 入札参加資格の審査について

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市企業局入札参加者等審査会が審査します。ただし、入札参加決定通知後又は落札候補者決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、落札者となり得ません。

### 第1 1 落札者の決定に関する事項

- 1 第1順位の落札候補者に対する審査結果が入札参加資格を有すると確認した場合は、当該者に対して速やかに落札決定の旨を通知し、当該案件の全ての入札参加者に対して落札者が決定した旨の通知を行います。
- 2 第1順位の落札候補者に対する審査結果が入札参加資格を有していないと確認した場合は、その者に対して失格の通知を行います。また、開札時に決定した次順位の落札候補者に対して、事後審査に係る書類の提出を求める通知をし、提出書類に基づいて資格審査を行い、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとします。

### 第1 2 調査基準価格を下回る入札を行った者（以下、「低価格入札者」という。）との契約に関する事項

- (1) 低価格入札者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。
- (2) 低価格入札者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また契約保証金を支払われない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約を締結しない場合があります。
- (3) 低価格入札者が契約者となった場合は、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (4) 低価格入札者と契約する場合には、第2で定める配置技術者とは別に同様の用件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置するものとします。
- (5) 上記(4)で配置する技術者は、施工中は第2で定める配置技術者を補助し、第2で定める配置技術者と同様の職務を行うものとします。
- (6) 上記(4)で配置する技術者は、その氏名その他必要な事項を第2で定める配置技術者と同様に事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書により奈良市公営企業管理者に通知するものとします。
- (7) 重点的な監督業務及び厳格な検査を実施するとともに、奈良市企業局建設工事施工体制点検特別立入調査実施要領に定める抜き打ち点検の対象とします。

### 第1 3 その他

- 1 支払いは、口座振り込みとします。



2 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令並びに、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則によるものとします。

3 問い合わせ先

〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 経営部 企業総務課 総務係

電話 0742-34-5200（内線：272）